

文部省
文部省図書課長
官

文部省
文部省

昭和二十五年一月三十日

文部大臣 大 三

文部大臣 大 三

文部省図書課長
官

文部省図書課長
官

文部省
文部省

国有鉄道の旅客運賃の改正について

二五、一、三〇
逓 達 省

国有鉄道の旅客運賃の改正については去る十一月十四日貨物運賃改正に關する閣議決定に際し、逓行税法改正に關連して改正するよう閣議了解されたが、今般逓行税法の改正も決定されたのでその閣議了解の通り四月一日から実施することとした。

改正要領

- 一 鉄道普通旅客運賃を四地帯の遠距離通減制に改める。
- 二 一、二等旅客運賃の三等旅客運賃に対する倍率を、一等は三等の四倍、二等は三等の二倍とする。(但し逓行税は含まない。)
- 三 三ヶ月、六ヶ月の定期旅客運賃は、一ヶ月定期旅客運賃を三倍、六倍したものに對して、それぞれ約一割及び一割五分引とする。

明表一

本四條の規定による統路普通旅客運賃表

統路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森函館間	160円	320円	1040円
宇野高松間	30	60	
仁方海江間	100	200	
宮島口宮島間	10		
大島小松港間	15		
下関門司港間	15		

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律百十二号）の二條を次のように改正する。

三條中「一及及び」を「一及び」に改める。

一 三等の運賃は、普通キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルを超え五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルを超え一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルを超え二分は四十分とする。

二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。

五條の二を削る。

六條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

七條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

八條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

九條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十一條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十二條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十三條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十四條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十五條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十六條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十七條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十八條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

十九條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十一條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十二條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十三條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十四條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十五條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十六條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十七條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十八條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

二十九條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十一條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十二條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十三條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十四條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十五條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十六條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十七條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十八條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

三十九條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十一條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十二條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十三條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十四條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十五條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十六條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十七條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十八條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

四十九條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

五十條中「普通」を「運賃及び料金」に改める。

10
121
6

附則

第六條の規定による旅行料金

	距離	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	300キロメートルまで	400円	800円	1200円
	1200キロメートルまで	600	1200	1800
	1201キロメートル以上	800	1600	2400
急行料金	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
	1201キロメートル以上	400	800	1200
急行料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

附則

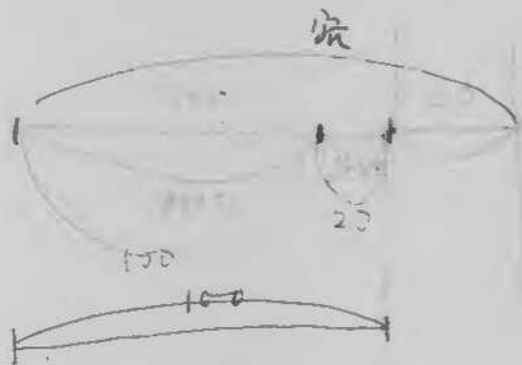
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この法律の規定する運賃又は料金に対して、通行税（附十五、
 第四十三号）により通行税を課せられる場合においては、同法附則
 第三項の規定する運賃及び料金は、この法律の規定する運賃又は料
 金に百二十分の百を乗じた額とする。

$$FRM \left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 2 \\ 1 \end{array} \right\} 5\% \left(\frac{2 \times 105}{100} \right)$$

$$\text{以 } \left\{ \begin{array}{l} 3 \\ 2 \\ 1 \end{array} \right\} 20\%$$

$$\textcircled{2} \left(\text{3条の運賃} \times \frac{20}{100} + \text{運賃} \right) \times \frac{20}{120} = A$$



$$x \frac{20}{120} = \frac{166}{120}$$

$$\left. \begin{array}{l} 83 \times \frac{20}{100} \\ 400 \times \frac{x}{100} \end{array} \right\} = \frac{166}{100}$$

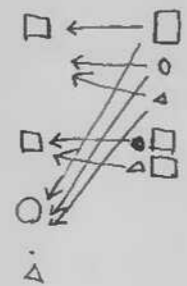
$$3 \times 2 = 2 \times 3 \text{ (A)}$$

$$3 \times 2 = \left. \begin{array}{l} \text{甲} \\ \text{乙} \end{array} \right\} 2 \times 4$$

御行税法の改正に伴い日本固有鉄道旅客運賃を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

1
5
10
以上
以下
PR
△
○
□



下 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案 二五、一〇

国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一及及び」を次のように改める。

- 一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは一円四十五銭、百五十キロメートルを超え五百キロメートルまでは一円五銭、五百キロメートルを超え一千キロメートルまでは六十銭、一千キロメートルを超える部分は四十銭とする。
- 二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とする。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第九條中「賃率」を「運賃及び料金」に改める。
別表第一及び第二をそれぞれ次のように改める。

24
25

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三分(二)位下
 と
 手
 記
 の
 下
 の
 記
 載
 の
 規
 定
 に
 よ
 る

別表才二

才六条の規定による急行料金

種別	地番別	三等料金	二等料金	一等料金
特別急行料金	600キロメートルまで	330円	666円	1000円
	1200キロメートルまで	500	1000	1500
	1201キロメートル以上	670	1333	2000
急行料金	300キロメートルまで	100	208	333
	600キロメートルまで	230	366	560
	1200キロメートルまで	250	500	760
	1201キロメートル以上	330	666	1000
準急行料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	100	150
	600キロメートルまで	80	166	250
	1200キロメートルまで	120	240	360

急行料金

次
 の
 規
 定
 に
 よ
 る

別表才一

才四条の規定による普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森 函館間	160円	320円	1040円
宇野 高松間	30	60	
仁方 堀江間	100	200	
宮島口 宮島間	10		
大島 小松港間	15		
下関 門司港間	15		

急行料金



第百三十八号

昭和二十五年三月六日

逓信大臣 大 三

内閣總理大臣 吉田 茂

逓信局長 吉田 勇

逓信省逓信法の一部を改正する法律案の閣議案について

逓信省逓信法の一部を改正する法律案を、第七回臨時閣議に提出する
必要があるから、勅令改正法律案及び施行期日を添えて閣議案を承
める。

表二

第六條の規定による旅行料金

種別	距離	三等料金	二等料金	一等料金
特別 旅行 料金	600キロメートルまで	400円	600円	1200円
	1200キロメートルまで	600	1200	1800
	1201キロメートル以上	800	1600	2400
普通 旅行 料金	500キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	200	400	600
	1200キロメートルまで	300	600	900
	1201キロメートル以上	400	800	1200
準 普通 旅行 料金	150キロメートルまで	40	80	120
	300キロメートルまで	60	120	180
	600キロメートルまで	100	200	300
	601キロメートル以上	150	300	450

表一

第四條の規定による旅券普通旅客乗車券

種別	二等乗車券	一等乗車券	一等特等
普通乗車券	160円	220円	1040円
子供乗車券	80	110	
仁方乗車券	100	200	
臨時乗車券	10		
大船乗車券	15		
下船乗車券	15		

この放言、昭和二十五年四月一日から發行する。

石井 隆
西村 隆

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する意見
二五、三七

本条中第五條の二削除に係る部分は適當でないと思はる。

理由

一、同條は、議員提出案により前国会で制定を見た「身体障害者福祉法」第五十條で加之し、これを施行期日（四月一日）到来前のものである。

二、運輸省は法律からは削除し、身体障害者に対する割引は、国有鉄道運賃法の委任規定により、實際の運用に於いて賄ひ意向の如くであるが、半額割引といふが如きを「輕微なる変更」といふ委任で賄へるか疑問（先の特急座席券の問題とも関連するべし。）あり、

三、本案削除することが運輸委員会意向によるものならば、国会において修正されるなら格別、政府案中で削除の措置をすることはふさわしくない。

別表一

本四條の規定による流路普通旅客運賃表

航路別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青森函館間	160円	320円	1040円
宇野高松間	30	60	
仁方洞江間	100	200	
宮島口宮島間	10		
大島小松港間	15		
下関門司港間	15		

Handwritten calculations:

$$8) 33 \times \frac{20}{100} = 6.6$$

$$16.66$$

$$400 \times \frac{100}{120} = 333.33$$

$$100 \times \frac{100}{120} = 83.33$$

$$333 \times \frac{20}{100} + 773 = 66.6 + 773 = 839.6$$

$$839.6 \times \frac{20}{100} = 167.92$$

$$167.92 + 333.33 = 501.25$$

$$501.25 \times \frac{20}{100} = 100.25$$

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
 国有鉄道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）の一部を次のよ
 うに改正する。

才三條中才一号及び才二号を次のように改める。

一 三等の價率は、普通キロメートルごとと、百五十キロ
 メートルまでは一円四十五錢、百五十キロメートルをこえ五百
 キロメートルまでは一円五錢、五百キロメートルをこえ一千キ
 ロメートルまでは六十錢、一千キロメートルをこえる部分は四
 十錢とする。

二 二等の運賃は三等の二倍、一等の運賃は三等の四倍の額とす
 る。

才五條の二を削る。

才九條中「資率」を「運賃及び料金」に改める。

別表一及び別表二をそれぞれ次のように改める。

理由

旅行税法の改正に伴い日本国有鉄道旅客運賃を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1933年
3月22日
3月22日
4月1日
5月1日

通行税の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 通行税ノ税率ハ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ接台料金ノ百分ノ二十トス

第三條 削除

第四條中「定期乗車船ノ契約ニ依ル三等乗客」を「三等ノ乗客」ニ改め、
「前條ノ規定ニ依ル通行税」を「接台料金ニ對スル通行税」ニ改め、
同條次ノ一項を加ふる。

汽重、電重、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等、三等ニ分ケザルモノニ付テハ左ノ各号ニ依リ乗客ヲシメタルモノト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

- 一 等以上分ケザルモノニ在リテハ三等
- 二 等以上分ケタルモノニ在リテハ二等カ三等

三 一等ノ上ニ乗ニ等以上分ケタルモノニ在リテハ一等

四 三等ノ下ニ乗ニ等以上分ケタルモノニ在リテハ三等

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十一條中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「徴收シテ納付スベキ通行税」ニ改める。

第十一條ノ二項一項中「徴收スベキ通行税ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ」を「同條ノ規定ニ依リ徴收シテ納付スベキ通行税」ニ改め、「命令ノ云ムル範囲」を「第八條ニ規定スル範囲（納期限トシテ以下同ジ）ノ翌日カラ納付ノ日マデノ期間」ニ改め、「十錢」を「一圓」ニ改め、「前項ヲ加算シテ」を「利子税額ヲ併トテ」ニ改め、同條第二項中「同項ノ規定ニ依リ加算スベキ税額」を「同項ニ規定スル利子税額」ニ改め、同條第三項中「加算税、税額」を「利子税額」ニ改める。

に改め、同條第四項中「同項ノ規定ニ依リ加算スル利息」ヲ「同項ニ
規定スル利息」ニ改めらる。

第十一條ノ第三項中「徵收スベキ通行料ヲ徵收セザル場合又ハ其
ノ徵收シタル額金」ヲ「徵收シテ納付スベキ通行料」ニ改め、「徵收
スベキ通行料ヲ徵收セザルコト又ハ其ノ徵收シタル」ヲ削り、「已ム
ヲ得ザル事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外」ヲ「正当ナル事由ナシト
認ムルトキハ」ニ改め、「一徵收セザル通行料ノ額及ハ」ヲ削り「日
分ノ二十五ノ割合」ヲ「納付日ヨリ納付ノ日マデノ期間ニ応ジ
当該期間ガ一箇月以内ナルトキハ百分ノ十ノ割合、一箇月ヲ超エ二箇
月以内ナルトキハ百分ノ十五ノ割合、二箇月ヲ超エ三箇月以内ナルト
キハ百分ノ二十ノ割合、三箇月ヲ超ユルトキハ百分ノ二十五ノ割合」
ニ改め、「一納付料ヲ徵收ス」ニ改め「納付料ヲ當該通行料ヲ徵收スル義務
ノアル者ヨリ徵收ス」ニ改め、同項ノ次ノ次ノ一項ヲ加ふる。
第八條ノ規定ニ依リ通行料ヲ徵收スル義務アル者同條ノ規定ニ依

リ徵收シテ納付スベキ通行料ヲ納付シタル場合ニ於テ是
レタルモノニ非ザルトキハ当該納付ニ際ル通行料ノ額ニ百分ノ五
ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル額加算料ハ之ヲ徵收セ
ズ

同條第二項中「第一項」ヲ「第一項」ニ改め、同條第三項中「第一項
及第三項」ヲ「第一項」乃至「第四項」ニ改めらる。

第十一條ノ三の次ノ次ノ一項ヲ加ふる。

第十一條ノ四 前條ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ第八條ノ規定ニ依リ
通行料ヲ徵收スル義務アル者事案ノ全部又ハ一部ヲ徴収又ハ仮徴シ
其ノ徴収又ハ仮徴シタル所ニ基キ徵收シテ納付スベキ通行料ノ額
其内ニ納付セザル場合ニ於テハ政府ハ納付セザル通行料ノ額ニ百
分ノ十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル額加算料ヲ當
該通行料ヲ徵收スル義務アル者ヨリ徵收ス

ル異シタル金銀ニ付命令ノ付ムル方法ニ依リ繰返ラ登シタル金額ノ日二十分ノ二十ニ相シスル金額ト入。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
この法律の施行期に課し、又は課すべきであつた銀行税については、なお従前の例による。

昭和二十五年三月三十一日以前に銀行税法第八條の規定により徴せしめて納付すべき銀行税を納付しなかつた場合においては、この法律施行の際未納である銀行税の税額に際し改正法の施行期十一月一日以前に納付し、加算して納付すべき税額と同様三月三十一日以後の期間は対応するものについては、なお従前の例による。

銀行税法第八條の規定により徴せしめて納付すべき銀行税でこの法律施行の際未納であるものについては、昭和二十五年四月一日を改正法の施行期十一月一日と見做する前年の起算日として課税

の規定を適用する。

昭和二十五年三月三十一日までには銀行税法第八條の規定により徴せしめて納付すべき銀行税については、なお改正法の施行期十一月一日を改正法の施行期とする。

この法律施行期にした行税に際する課税の適用については、なお従前の例による。

これは法律の別種に定められた場合を除く外、國鉄と国と、國鉄理裁
を主務大臣とみ付了」とあり。一方地方自治法 第三條 第六項 第三号
には「普通地方公共団体は、国、軍艦、開闢事業は処理し得ない。」と
あり。屋外広告物法には國鉄の「事業を拘束せんとする、如何なる
條をも見られない。

従って、本條の「事業を拘束せんとする」條例は、業法であらうと思ふ。
そして同條としては、広告規則を屋外広告物法の精神に適合し、
檢討せし、業法の條例に対しては、行政官廳法第七條による取消の手續
をとるべきであると思ふ。

① 本ノルロ
② 本ノルロ
③ 本ノルロ
④ 本ノルロ
⑤ 本ノルロ
⑥ 本ノルロ
⑦ 本ノルロ
⑧ 本ノルロ
⑨ 本ノルロ
⑩ 本ノルロ
⑪ 本ノルロ
⑫ 本ノルロ
⑬ 本ノルロ
⑭ 本ノルロ
⑮ 本ノルロ
⑯ 本ノルロ
⑰ 本ノルロ
⑱ 本ノルロ
⑲ 本ノルロ
⑳ 本ノルロ
㉑ 本ノルロ
㉒ 本ノルロ
㉓ 本ノルロ
㉔ 本ノルロ
㉕ 本ノルロ
㉖ 本ノルロ
㉗ 本ノルロ
㉘ 本ノルロ
㉙ 本ノルロ
㉚ 本ノルロ
㉛ 本ノルロ
㉜ 本ノルロ
㉝ 本ノルロ
㉞ 本ノルロ
㉟ 本ノルロ
㊱ 本ノルロ
㊲ 本ノルロ
㊳ 本ノルロ
㊴ 本ノルロ
㊵ 本ノルロ
㊶ 本ノルロ
㊷ 本ノルロ
㊸ 本ノルロ
㊹ 本ノルロ
㊺ 本ノルロ
㊻ 本ノルロ
㊼ 本ノルロ
㊽ 本ノルロ
㊾ 本ノルロ
㊿ 本ノルロ

屋外広告物條例の違法性について

屋外広告物法の施行に伴い、各都道府県知事（以下知事という）は條例を制定し、日本国有鉄道（以下国鉄という）は、用地内で行う広告事業に對しても、その一部を禁止し、又は許可並に定款するものとした。

国鉄では、この旨を定めて、広告の許可をしておき、^{（物）}屋外広告法制定のまゝ目下にある、美觀風致の維持及び、^{（物）}景観の好ましき、危害の防止の、^{（物）}は格別の注意を拂つておるの、^{（物）}れを愛に知事から許可する事は、事務の複雑化と、^{（物）}官權化を致すものと存してあろう。

まして、国鉄は、政府の権力を備へ下り、民営事業と同様の柔軟性と自主性を兼ね備へた、^{（物）}法體と存するべく、^{（物）}公共企業體として、^{（物）}決定しなくては、^{（物）}あるから、^{（物）}の国鉄が行う事業を拘束せんとする、^{（物）}今回の知事の措置は、明かに日本国有鉄道法の精神に相反するものであると思われ。

これ下法的に検討してみると、日本国有鉄道法才六三條には「道路運送法、電気事業法、土地收用法、其他法令の適用に、^{（物）}い

(案) 二五三二四 自業道監

運輸省令第 号

道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第四十三條の規定に基き、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年 月 日

運輸大臣 大屋 晋三
建設大臣 益 谷 秀次

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則(昭和二十三年總理廳令、運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。

第六十一條の次に次の一條を加える。

(供用拒絶の場合の正当な事由)

第六十一條の二 自動車道事業者が一般自動車道の供用を拒絶しうる正当な事由のある場合とは、左に掲げる場合をいう。

- 一 一般自動車道の有効路面、橋その他の工作物が通行する自動車の重量、規格及び構造に対して耐え得ないとき。
- 二 自動車の通行か使用料金、営業時間その他運送條件に抵触するとき。
- 三 天災その他事故により、一般自動車道の通行に支障を生じたとき又はその通行に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 一般自動車道に関する工事のため必要があるとき。
- 五 その他通行の安全を確保するため必要があるとき。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

道路法改正法律案に対する意見

(昭和二五、一一七 運輸省自動車局)

裏面白紙

第三條 道路の附属物

(意見)

バス停留所標識を道路の附属物とすること

(理由)

バス停留所標識は道路交通上必要な施設として一般の道路標識と一体不可分の関係にあるので道路の附属物として定むべきである。

第十四條 主要地方道

(意見)

第三号以下の枢要地を市制施行地に改めること

(理由)

昭和二十二年十月の調査によれば人口二万以上(内市制施行地二一四)のものが一〇七。箇所あつて枢要地に該当するものが極めて多い。従つて之を市制施行地に改め真に主要な地方道に限定すべきである。

第二十九條 道路の占用

(意見)

道路占用の意義を明確に規定すること。

(理由)

現在大阪市ではバス停留所の停車区域に対してその面積に應じて占用料を徴収し、其他一般車両に対しては徴収されてない、何れにしても停車区域に対する占用料の徴収は等号などないと思はれるので、占用の意義を明確に規定すべきである。

第三十二條 道路通行の重量等の制限

(意見)

削除すること。

(理由)

自動車の重量規格及び構造等については道路の状況及び交通保安の点も充分考慮して既に道路運送法に基く車両規則により律せられているので、本條を必要としない。
更に道路行政の面から要求すべき点があるときは、車両規則を改訂し、二重行政となることを避くべきである。

第三十七條 継続的に道路に損傷する原因となる事業者に対する
営業免許又は許可の協議

(意見)

前除すること

(理由)

道路運送法に基く車輛規則は自動車運送事業に使用される
車輛の構造、装置、性能等について厳格に規定し、自動車
の過失が許されている道路に安全に通行し得る範囲内に制限して
いる。右道路に損傷を及ぼす自動車は安全に通行し得るよう整備
されるべきで、そのが道路運送法の目的とするところである。
自動車運送事業の免許に於ては道路運送法により万全を期し
得らるる處で、行政官庁が道路法に於ける行政庁に協議する
必要は全無である。又自動車運送事業が極めて
公共性の高い事業である。關係上、安全運行の確認に慎重

を期し不測の事態を慮つて念の爲に現在法道路運送
法施行規則第十二條において道路管理者に道路管理
上の意見を徴することとしているが、あつて新に道路法に
規定する法律的及び実質的の必要性は無い。
要する道路は継続して安全に通行可能なるように保全さるべ
きで、当然道路法の規定すべき處であるが、かかる道路を利
用する自動車運送事業の免許は道路運送法の規定により
必要且つ充分である。

第三十八條 道路から生ずる収益

(意見)

道路から生ずる収益を道路の特定財源とすること。

(理由)

現在道路から生ずる収益の大半は自動車及び軽車輛からの収入であるが、之が地方公共団体の雑収入として一般財源に編入せられ、その使途が明確でない、従つて之を地方税法上の税の性格にならしめ道路の特定財源として道路の整備に充てていくべきである。

第四十一條 私人に対する維持又は修繕費負担

(意見)

前除すること。

(理由)

第二條の規定により道路は一般交通の用に供するものであるから、之の使用は使用する者の自由でなければならぬ。従つて使用目的又は使用度の如何により維持修繕の費用を負担させるが如き制度は妥当なものとはいへない。

中三十條 行政上の監督処分及び損失補償

(意見)

中三項に中一項中四号を併え多し

(理由)

規の行政処分による許可又は停止を命ずるも其の後当該行政
府の必要に基き道路に當りし事業の損失を之に代りて其の損失を
以本規定は制度として之を命ずるも其の後當りし事業の損失を
國体による損失を命ずるも其の後當りし事業の損失を

中三十條 道路に關する罰則

(意見)

道路交通の現状に於ては、
規定による罰則を加重し、
罰則を加重し、
罰則を加重し、

罰則を加重し、

第六十三條

私人が特設道を設置するとき行政廳の承認

(意見)

他の法令に基くものに対する除外例を設ける

(理由)

自動車道その他特設道が道路法の道路でないことはいうまでもない従つて他の法令に基くいはゆる特設道に対し改めて行政廳の承認を要する必要は認められぬ

第六十四條

行政機關が特設道を設置するとき建設大臣への協議

(意見)

第六十三條の通り

(理由)

第六十三條の通り

裏面白紙

皇族府政正堂代用する旨見

皇族府政

才二十三條 行政府は、皇族府に於ける工事を修了するため、皇族府
 府政の定めたる手続に従つて、皇族府に於ける工事を修了し、その工
 事を修了して行ふことである。但し、その工事が皇族府の管轄に属す
 る工事である場合は、その主任人に命ぜられ、皇族府に於ける工事を
 才二十三條 皇族府に於ける工事は、皇族府の管轄に属する工事に
 より、皇族府に於ける工事に従つて行ふことである。但し、その工事が
 皇族府に於ける工事に属する場合は、皇族府に於ける工事に従つて行
 才二十九條 皇族府に於ける工事は、皇族府の管轄に属する工事に
 皇族府に於ける工事に従つて行ふことである。但し、その工事が皇族
 府に於ける工事に属する場合は、皇族府に於ける工事に従つて行ふ
 九条まで皇族府の管轄に属する工事に従つて行ふことである。但し、
 皇族府に於ける工事に属する場合は、皇族府に於ける工事に従つて
 へ皇族府に於ける工事に従つて行ふことである。但し、その工事が
 皇族府に於ける工事に属する場合は、皇族府に於ける工事に従つて
 たい。

皇族府

省 輸 運

経済調査庁法の一部を改正する法律案修正

二五三二八

(原案)

才一条の二 経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査
庁、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道の特務の
調査及び経理の監査を行うことができる。

(修正)

才一条の二 経済調査庁は、前条に規定する事務の外、特別調査
庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うこと
ができる。

(新に改正追加)

才一条才三号中「行政機関の行う経済法令に関する経済施策の興
施に対する監査」を「経済法令の運営の監査」に改める。

裏面白紙

経済調査庁法の一部を改正する法律案修正

二五三、二八

運輸省

(原案)

才一乗の二 経済調査庁は、前条に規定する業務の外、特別調査
庁、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道に業務の
調査及び経理の監査を行うことができる。

(修正)

才一乗の二 経済調査庁は、前条に規定する業務の外、特別調査
庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うこと
ができる。

(新案改正追加)

才一乗才三号中「行政事務の執行に経済法令に關する経済施策の興
隆に對する監査」を「経済法令の遵守の監査」に改める。

裏面白紙

経済調査庁法 (昭三三、八、一)
法ニ〇六号)

才一条 中央経済調査庁は、国民経済の調和ある振興を因るため、物資の生産、配給及び消費並びに物価(貸銀を除く)に関する経済統制を円滑に実施することを目的として、天の争務をつかさどる。

- 一、経済統制の効力の確保に関する全国並びに管区経済調査庁及び地方経済調査庁の各管轄区域における計画の立案に関する事項
- 二、省略
- 三、行政機関の行う経済法令に関する経済施策の実施に対する監督に関する事項
- 四、経済法令に関する違反行為の調査に関する事項
- 五、経済法令に関する違反行為について、警察その他の行政機関の行う予防及び捜査に対する助告及び協力に関する事項
- 六、省略
- 七、省略
- 八、隠匿或物資の調査並びに供去及び活用の促進に関する事項

小
ま
り
二

経済修入の適用ムヤクニ
マ
リ

重
正
統
三
割
此
ノ
事
相
ニ
列
ス

五
六
八
年

正
統
三
年
正
月
廿
日
物
取
人
山
田
七
郎

法
務
府

鉄道及び軌道の運送保安に関する建築物は、一般の建築物から除外してもらいたい。

(理由)

鉄道及び軌道の建築物中車庫、信号機所、擬子上屋その他の建築物は、運送保安上特殊なものであつて、一般建築物と同様な規制に使うことは、著しく支障があるからこれを除外する必要がある。

(法文)

才二条才一号を次のように改める。

才二条才一号中「こ、設備」の次に「、ホーム上家、鉄道及び軌道の運送保安に関する施設」を加える。

修正条文

(用語の定義)

才二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、壁及び柱若しくは壁を有するもの、これに附屬する門若しくは、覆庇のため
の工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店
舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、こ、線橋、
ホーム上家、鉄道及び軌道の運送保安に関する施設又は貯蔵所
を、その他これらに類する施設を除くものとする。

二 以下省略

(注) 鉄道及び軌道の運送保安に関する施設及びこれらに類する施設の内容については、運輸省と建設省との間でその範囲等を協定するものとする。

秘

旅客運賃改正資料

昭和25年1月23日

目次

旅客運賃改正要項

第一表	各等運賃に付する現行各等の通行税相当額	1
第二表	運賃軽減率による減収額	2
第三表	一、二等倍率変更に伴う減収額	2
第四表	一、二等倍率変更による増収額	2
第五表	新旧比較各等料金表	3
第六表	本等運賃料金改正増減収額表	4
第七表	二十五年度予算額収入表	4
第八表	主要駅各等間新旧運賃比較表	5
第九表	主要駅間新旧普通旅客運賃比較表(三等)	6
第十表	主要駅間新旧普通旅客運賃(通行税を含む)比較表(一、二等)	7
第十一表	主要駅間定期旅客運賃新旧比較表	8
第十二表	幹線旅客運輸成績表	9~10
第十三表	三等旅客運賃の比較図表	11
第十四表	六箇月定期旅客運賃の一四等車当りの運賃と 普通運賃との比較図表	12

裏面白紙

旅客運賃、料金改正要領

来る四月一日から通行税法が改正され、通行税の一部が廃止されることとなるので、これに伴い旅客運賃・料金の一部を次のように改正する。

一 鉄道普通旅客運賃

(一) 鉄道普通旅客運賃を次のとおり四地帯の距離階級別に改める。

(三等貨率)		現行	
一	一五〇キロ	一四五	(一四五)
一	一五〇—五〇〇キロ	一〇五	(一〇五)
五〇一—一〇〇〇キロ		六〇	(一〇五)
一〇〇一—キロ以上		四〇	(一〇五)

(二) 一、二等旅客運賃の三等旅客運賃に対する倍率を、一等は三等の四倍、二等は三等の二倍とする。但し、通行税は含まない。

二 定期旅客運賃

三箇月、六箇月の定期旅客運賃は、一箇月定期旅客運賃を三倍、六倍したものにして、それぞれ一割及び一割五分引とする。

三 急行料金

急行料金は、差別料金に改めるとともに普通急行及び準急行については、新たに三時キロまでの料金を改定する。

四 航空運賃

在り航空の運賃をそれぞれ下記のように改める。

航空路	航空	現行
宮崎口 宮崎間	一〇円	(五円)
大島 小松島間	一五円	(一〇円)
下関 門司港間	一五円	(一〇円)

通行税

通行税改正の要領

- (一) 三等旅客運賃に対する現行五%の通行税は廃止する。
- (二) 三等急行料金に対する現行二〇%の通行税は廃止する。
- (三) 一、二等旅客運賃に対する現行五%の通行税は、二〇%に引き上げる。
- (四) 一、二等急行料金及び乗合料金に対する現行二〇%の通行税は、そのまま存置する。

(1)

六一六

各等運賃に対する現行5%の通行税相当額

表2

種別	一 等		二 等		三 等		計	
	運賃	税	運賃	税	運賃	税	運賃	税
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
鉄道 (定期外)	102,061	5,103,050	1,786,064	89,303,200	49,165,663	2,458,283,150	51,053,788	2,552,689,400
自動車 (定期外)	—	—	—	—	1,194,071	59,703,550	1,194,071	59,703,550
航路 (定期外)	47,050	2,352,500	193,757	9,687,850	330,126	16,506,300	570,933	28,546,650
計	147,111	7,455,550	1,979,821	98,991,000	52,689,860	2,534,493,000	52,818,792	2,640,939,600
(参考) 急行 (税率20%)	27,529	5,905,800	362,345	72,469,000	2,045,667	409,133,400	2,437,541	487,508,200

備考 25年度の予定収入額による

裏面白紙

(2) 第二表 国鉄各線減収実施による減収額

等級別	25年度予算収入	減収額
1等	1,220,661	6,848
2等	1,766,064	119,845
3等	49,165,663	914,973
計	51,053,788	1,041,666

一、二等倍率変更による増収額

増加率	一 等		二 等		三 等	差 引
	改正収入	増加額	改正収入	増加額	減少額	増収額
1等1割3分	85,082	12,762	1,239,963	371,995	189,188	195,569
2等3割						

一、二等倍率変更に伴ふ減収額調

第三表

種別	等級	25年度	遠距離運送	差引25年度	割	減収額
		予算面 A	実施による 減収額 B	の倍率変更 前の収入額 A - B		
鉄 道	1等	102,051	6,848	95,213	1/3	31,738
	2等	1,786,064	119,845	1,666,219	1/3	555,406
	3等	49,165,663	914,973	48,250,690	—	—
	計	51,053,788	1,041,666	50,012,122	—	587,144
航 路	1等	32,410	—	32,410	1/3	10,803
	2等	193,757	—	193,757	1/3	64,586
	3等	330,126	—	330,126	—	—
	計	556,293	—	556,293	—	75,389
合 計	1等	134,471	6,848	127,623	1/3	42,541
	2等	1,979,821	119,845	1,859,976	1/3	619,992
	3等	49,495,789	914,973	48,580,816	—	—
	計	51,610,081	1,041,666	50,568,415	—	662,533

備考 航路一、二等旅客運賃中には座台料金に相当する金額は含まれていない。

裏面白紙

(3)

新 旧 比 較 急 行 料 金 表

種 別	等 級	301料～600料			101料～1200料			1201料以上		
		現 行	改 正		現 行	改 正		現 行	改 正	
			料 金	税 込		料 金	税 込		料 金	税 込
特 急	1	1200	1000	1200	1800	1500	1800	2400	2000	2400
	2	800	666	800	1200	1000	1200	1600	1333	1600
	3	400	330 (333.33)		800	500 (499.99)		800	670 (666.66)	

種 別	等 級	1料～300料			301料～600料			601料～1200料			1201料以上		
		現 行	改 正(新設)		現 行	改 正		現 行	改 正		現 行	改 正	
			料 金	税 込		料 金	税 込		料 金	税 込		料 金	税 込
急 行	1	—	333	400	600	500	600	900	750	900	1200	1000	1200
	2	—	208	250	400	333	400	600	500	600	800	666	800
	3	—	100		200	170		300	250		400	330	

種 別	等 級	1料～150料			151料～300料			301料～600料			601料以上		
		現 行	改 正		現 行	改 正(新設)		現 行	改 正		現 行	改 正	
			料 金	税 込		料 金	税 込		料 金	税 込		料 金	税 込
準 急	1	150	120	150	—	150	180	300	250	300	450	360	450
	2	100	80	100	—	100	120	200	166	200	300	240	300
	3	50	40		—	60		100	80		150	120	

備 考 上記料金表中太線内は新設急行料金とす。

裏
面
白
紙

(4)

旅客運賃料金改正増減収總括表

第六表

種別	増減収別		差引増減額
	増収額	減収額	
	千円	千円	千円
定期運賃の引下		1,166,300	△1,166,300
遠距離遠減(鉄道)	51,127	1,041,666	△990,537
一・二等自動車の減更(鉄道航空)	195,569	662,533	△466,964
航空旅客運賃の値上げ	17,484	-	17,484
三百万円地帯急行料金の設定	31,980	32,324	△344
合計	296,162	2,902,823	△2,606,661
財源額(通行税相当額)			2,640,940
差引			34,279

25年度予算額純収入額

第七表

(参考資料)

	種別	等級	25年度予算額純収入
			千円
鉄 道	定期		10,367,115
	定期外	一等	102,061
		二等	1,786,064
		三等	49,165,663
		計	51,053,788
	急行料金	一等	29,250
		二等	351,006
		三等	2,057,285
		計	2,437,541
	寝台料金	一等	77,359
二等		-	
計		77,359	
航 路	定期		4,562
	定期外	一等	47,050
		二等	193,757
		三等	330,126
	計	570,933	
寝台料金	二等		8,248
	計		8,248
自 動 車	定期		158,440
	定期外		1,197,917
計	定期		10,530,117
	定期外		553,457,86
			65,875,903
雑 收			169,583
総 合 計			16,045,486

裏面白紙

(5)

東京から 第八表

主要駅 各等別新旧運賃比較表

駅名	料程	等級	昭和16年	現行	16年に対する 現行の倍率	改正	16年に対する 改正の倍率
熱海	101.9 (104.6)	1 等	円 5.10	円 900	176	690	135
		2 等	3.35	450	134	360	107
		3 等	1.65	150	91	150	91
静岡	177.5 (180.2)	1 等	8.70	1240	166	1170	134
		2 等	5.60	720	129	600	107
		3 等	2.70	340	89	240	91
名古屋	363.3 (266.0)	1 等	11.40	2640	232	2130	187
		2 等	7.40	1320	178	1060	143
		3 等	3.60	440	122	440	122
京都	514.9 (513.6)	1 等	19.35	3600	186	2850	147
		2 等	12.50	1800	144	1420	114
		3 等	6.05	600	99	600	99
大阪	553.7 (556.4)	1 等	20.25	3540	190	2970	147
		2 等	13.10	1920	147	1480	113
		3 等	6.35	640	101	620	98
下関	1,938 (1,971)	1 等	31.65	7200	227	4410	137
		2 等	20.60	3600	175	2220	108
		3 等	10.05	1200	119	920	92
博多	1,173.6 (1,171.1)	1 等	33.25	7800	235	4570	137
		2 等	21.70	3900	180	2300	106
		3 等	10.65	1300	122	960	90
麻栗島	1480.5 (1483.0)	1 等	37.10	9720	249	5170	132
		2 等	25.60	4860	190	2580	101
		3 等	12.60	1620	129	1080	86
札幌	1023.4 (1,268)	1 等	36.55	8200	224	5540	152
		2 等	23.20	3900	168	2520	107
		3 等	11.35	1300	115	1060	93

備考 1.本表の運賃には通行税を含んでいる。

2.料程欄のカッコ書は昭和19年東京附近の短縮料程改正前の料程を表わす。

裏面白紙

第九表

主要駅間新旧普通旅客運賃比較表

(三 等)

東京駅から

第九表

駅名	料程	現行運賃 (各税)	改正運賃	値下額	値下率
	料	円	円	円	
名古屋	363.3	440	440	0	0
京都	510.9	600	600	0	0
大阪	553.7	640	620	20	0.03
下関	1093.8	1,200	920	280	0.23
博多	1173.6	1,300	960	340	0.26
鹿児島	1480.5	1,620	1,080	540	0.33
新潟	332.8	400	400	0	0
仙台	349.2	420	420	0	0
青森	737.1	840	720	120	0.14
札幌	1023.4	1,300	1,060	240	0.18
釧路	1412.8	1,700	1,220	480	0.28

裏面白紙

主要駅間新旧普通旅客運賃(通行税を含む)比較表

東京駅から

(一、二等)

第十表

駅名	料程	一 等				二 等			
		現行運賃 (含税)	改正運賃 (含税)	値下額	値下率	現行運賃 (含税)	改正運賃 (含税)	値下額	値下率
藤沢	48.4					210	170	40	0.18
熱海	101.9	900	690	210	0.24	450	360	90	0.20
静岡	177.5	1,240	1,170	270	0.19	720	600	120	0.17
笠原	290.9	2,160	1,770	390	0.18	1,080	880	200	0.19
名古屋	363.3	2,640	2,130	510	0.19	1,320	1,060	260	0.20
岐阜	393.6	2,880	2,290	590	0.20	1,440	1,140	300	0.21
京都	510.9	3,600	2,850	750	0.21	1,800	1,420	380	0.21
大阪	553.7	3,840	2,970	870	0.23	1,920	1,480	440	0.27
下関	1,093.8	7,200	4,410	2,790	0.39	3,600	2,220	1,380	0.38
博多	1,173.6	7,800	4,570	3,230	0.41	3,900	2,300	1,600	0.41
広島	1,420.5	9,120	5,170	3,950	0.47	4,860	2,580	2,280	0.47
新潟	332.8					1,200	980	220	0.18
仙台	349.2	2,520	2,050	470	0.19	1,260	1,020	240	0.19
青森	737.1	5,040	3,490	1,550	0.31	2,520	1,740	780	0.31
札幌	1,023.4	8,200	5,540	2,660	0.32	3,900	2,520	1,380	0.35
釧路	1,412.8					5,100	2,900	2,200	0.43

裏面白紙

第十一表

(6)

主要駅間定期旅客運賃新旧²比較表

自東京

種別	駅名	料程	一箇月		三箇月				六箇月			
			現行	改正	現行	改正	低減額	値下率	現行	改正	低減額	値下率
通勤定期	岳清橋藤赤大新台洗袋十	料										
		川田	240	現行通)	720	140	50	0.11	1440	1220	220	0.15
		山田	440		1320	1150	140	0.11	2640	2220	420	0.16
		岳清橋	520		1560	1400	160	0.10	3120	2640	480	0.15
		藤赤	760		2280	2040	240	0.11	4560	3550	710	0.16
		大新	920		1280	1140	120	0.10	2520	2160	360	0.14
		台	530		1590	1420	170	0.11	3180	2680	500	0.16
		洗袋	360		1030	970	110	0.11	2160	1530	330	0.15
		十	495		1470	1320	150	0.11	2940	2500	440	0.15
			400		1200	1090	110	0.10	2400	2060	340	0.14
	330	990	890		100	0.10	1980	1690	290	0.15		
	600	1800	1610	190	0.11	3600	3040	560	0.16			
通学定期	岳清橋藤赤大新台洗袋十	料		現行通)								
		川田	130		390	350	40	0.10	780	670	110	0.14
		山田	240		720	650	70	0.10	1440	1220	220	0.15
		岳清橋	280		840	770	70	0.08	1680	1450	230	0.14
		藤赤	420		1260	1120	140	0.10	2520	2120	400	0.16
		大新	230		690	630	60	0.09	1380	1190	190	0.14
		台	290		870	750	90	0.10	1740	1480	260	0.15
		洗袋	200		600	530	70	0.12	1200	900	200	0.17
		十	270		810	730	80	0.10	1620	1350	240	0.15
			220		660	600	60	0.09	1320	1140	180	0.14
	180	540	490	50	0.09	1080	930	150	0.14			
	330	990	880	110	0.11	1980	1670	310	0.16			

裏面白紙

(17) 第十二表

鐵道旅客運輸成績

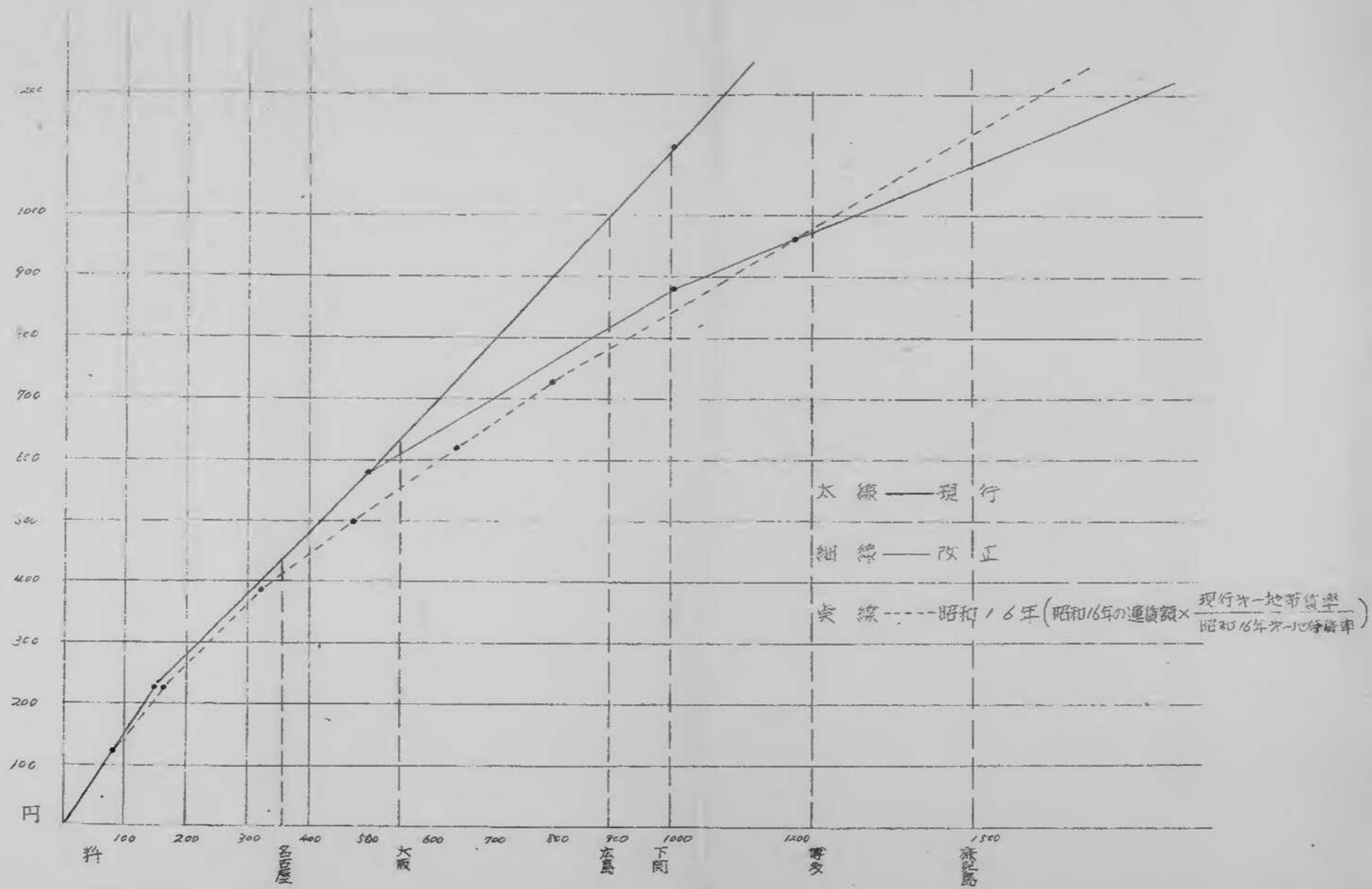
年度別	輸送人員			運費純收入		
	定期外	定期	計	定期外	定期	計
昭和 11	465,357,971	593,272,740	1,058,630,711	247,493,587	26,929,813	274,423,400
12	515,773,649	646,493,100	1,156,266,749	273,356,852	29,633,194	302,990,046
13	602,328,653	742,176,540	1,344,505,193	315,156,113	35,109,821	350,265,934
14	737,945,683	875,260,292	1,613,206,175	403,160,400	41,829,398	444,989,798
15	862,653,957	1,015,178,778	1,878,332,735	491,253,046	50,153,046	531,406,092
16	984,519,111	1,187,699,614	2,172,218,725	537,197,004	60,087,965	597,284,969
17	1,025,959,859	1,253,880,456	2,279,840,315	728,906,602	85,012,354	813,918,956
18	1,232,870,530	1,415,229,216	2,648,099,746	916,870,865	100,387,312	1,017,258,177
19	1,231,936,369	1,875,454,356	3,107,390,725	1,076,325,421	174,774,295	1,245,294,746
20	1,146,924,045	1,826,170,324	2,973,094,369	1,401,164,990	255,674,418	1,656,839,408
21	1,369,352,319	1,807,005,249	3,176,357,568	4,179,592,102	573,322,870	4,752,914,972
22	1,379,067,312	1,923,358,272	3,302,425,584	14,428,430,382	1,118,904,825	16,047,335,207
23	1,390,698,542	1,832,574,376	3,223,272,918	32,262,865,050	3,497,789,151	36,060,654,201

裏面白紙

24 4目	131,231,409	362,920,830	494,152,239	3,848,694,812	866,358,633	4,715,052,845
5	111,713,649	65,644,244	177,357,893	4,190,076,685	283,86,725	4,473,263,410
6	90,952,476	70,454,408	161,407,384	3,534,478,483	402,611,454	3,937,489,437
7	104,101,996	47,808,806	181,910,802	3,937,440,103	473,392,558	4,410,832,111
8	116,473,042	84,935,120	201,408,212	4,582,919,532	506,130,643	5,089,550,175
9	102,512,366	118,349,522	220,711,328	3,866,566,628	182,851,426	4,549,423,154
10						

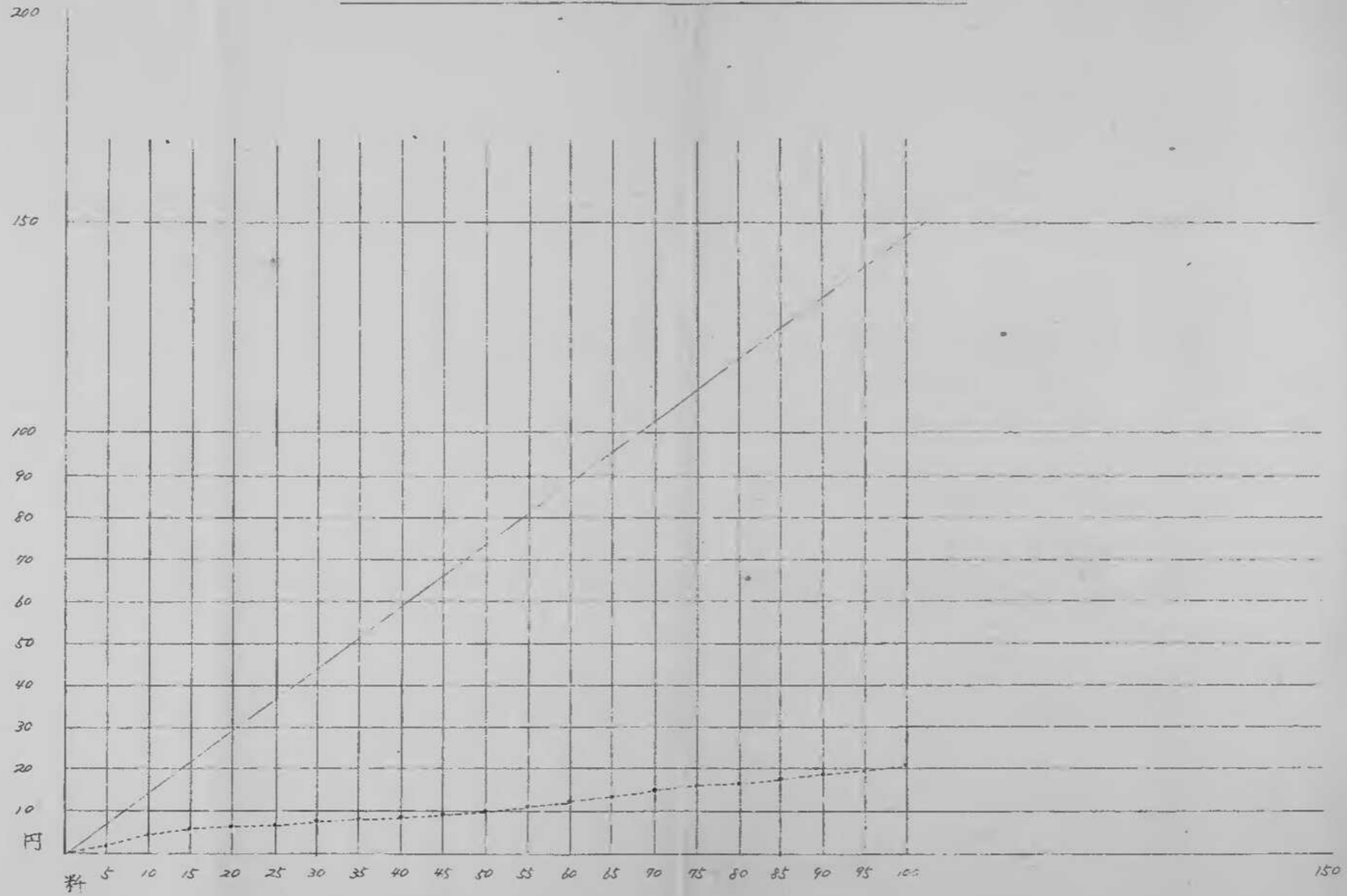
裏面白紙

三等旅客運賃の遠距離遞減比較図表



裏面白紙

六箇月定期旅客運賃の一回乗車当りの運賃と普通運賃との比較図表



裏面白紙

新灯社納品

裏面白紙

57

法
務
府

山
口

裏面白紙

① 陸上交通

② 運輸技術研究所

陸上交通技術研究所
運輸技術研究所

③ 特別地

特別地

三百七十九

三智ヲ知鉄道技術

陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所
陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所

陸上交通技術研究所